

(仮称) 門真市立第五中学校区小学校新築工事監理業務  
概要書

## 1. 業務名称

(仮称) 門真市立第五中学校区小学校新築工事監理業務

## 2. 業務場所

門真市四宮小学校 大阪府門真市四宮 2 丁目 8-1

## 3. 業務期間

契約締結日から工事監理業務の終了まで (2 カ年程度)

※工事の進捗に応じて業務期間を変更する可能性がある。

## 4. 監理対象工事の概要

- |         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| (1) 工事名 | : (仮称) 門真市立第五中学校区小学校新築工事             |
| 工期      | : 令和 9 年 4 月～令和 10 年 12 月 (予定)       |
| 敷地面積    | : 約 17,706 m <sup>2</sup>            |
| 延べ面積    | : 約 10,000 m <sup>2</sup>            |
| 整備内容    | : 校舎、屋内運動場、給食調理場、放課後児童クラブ、屋外運動場及び外構等 |

※なお、工事名・工期・工事内容は発注及び契約完了していないため、現時点の内容を示したものである。

## 5. 業務内容

- (1) 上記 4 の工事に係る監理業務
- (2) 業務内容は、別冊 2-2「新築工事監理業務要領」、別冊 2-3「工事監理区分表」の受注者監督員業務及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築・電気設備・機械設備工事及び改修工事監理指針 (最新版) とする。
- (3) 工事施工段階において、設計業務にかかる設計意図を正確に伝えるため、対象工事の図面及び仕様書等に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、報告等を行うこと。

## 6. 配置技術者等の条件

## (1) 資格及び配置条件

ア 建築工事の主任監督員は一級建築士であり、業務期間を通じて従事できること。また、平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの過去 10 年間に於いて、公共施設の新築、改築、増築に係る工事監理業務を誠実に履行した実績があること。

- イ 監督員（総合（意匠））は業務期間を通じて従事できること。
- ウ 監督員（電気設備・機械設備）は業務期間を通じて従事できること。なお、電気設備と機械設備で各々監督員を配置すること。
- エ 新築及び解体工事監理業務の主任監督員は兼務することができるが、管理技術者が主任技術者を兼務すること、各主任技術者が他の主任技術者（総合（意匠）・構造・電気設備・機械設備）を兼務することは認めない。
- オ 配置した各技術者について、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議の上変更を認めることがある。

配置技術者の条件（一覧）

配置技術者の条件	監理形態			
	主任監督員 ※1	監督員（総合・意匠）	監督員（電気設備）	監督員（機械設備）
資格	一級建築士	—	—	—
工事監理実績	※1 平成 26 年 4 月以降に公共施設の新築、改築、増築に係る工事監理業務			

（1）監理形態

ア 本監理業務は次のとおりとする。

監理工事内容	監理態様		監理延べ日数 （延べ時間）	技師区分	備考
	配置人数	監理形態			
新築工事	1.000 人日	業務期間を通じて	24.0 ヶ月 (2,502 時間)	技師C	主任監督員
新築工事	1.000 人日	業務期間を通じて	24.0 ヶ月 (2,502 時間)	技師C	監督員（総合・意匠）
新築工事	1.000 人日	業務期間を通じて	24.0 ヶ月 (834 時間)	技師C	監督員（電気設備）
新築工事	1.000 人日	業務期間を通じて	24.0 ヶ月 (834 時間)	技師C	監督員（機械設備）

※「業務期間を通じて」とは、業務期間中において監督員が現場に常駐せず、指示、助言又は検査立会などを行うために必要な時間のみ現場で監理を行うものとする。

※別冊 2-2「新築工事監理業務要領」に基づき、建築基準法による計画変更申請、軽微な変更届、各中間検査、仮使用認定申請及び完了検査申請等や、消防法による各種申請及び届出に係る書類の作成及び官庁手続きを行うこと。

※主任監督員及び監督員は工事が開始される前に本概要書、別冊 2-2「新築工事監理業務要領」及び対象設計図書を熟読しておくこと。

7. 再委託（変更等）承諾書の提出

電気設備及び機械設備の監督員については、再委託先の監督員が技術者要件に掲げる実績を有している場合に限り、業務の全部を再委託することができる。

また、設計変更等が生じた場合においてのみ、設計の一部または全部を再委託することができる。

受注者は、業務の一部を第三者に委任する場合、再委託（変更等）承諾願を提出し、門真市の承諾を得なければならない。（一次下請）

また、二次下請以降については、契約締結前に下請負人（再委託）予定通知書を門真市に提出しなければならない。

## 8. 業務完了時の提出書類

業務期間中に作成、提出した書類のうち、以下に示すものを業務完了時に整理して提出すること。

### ①工事監理報告書(毎月)

- ・ 工事進捗状況報告書
- ・ 工事監理日誌
- ・ 工事監理写真簿

### ②各種打合せ記録

### ③その他市監督員が指示する書類

## 9. その他

- (1) 建築基準法に基づいて特定行政庁が行う中間検査及び完了検査がある場合、その申請手数料は本業務の委託料には含まない。
- (2) 本業務には、周辺自治会・近隣住民等との調整業務が含まれる。
- (3) 工事監理にあたっては、市監督員、工事施工者との十分な調整・確認を行いながら進めること。
- (4) 工事の進捗状況や発生する騒音振動・周辺の状況等によって、土曜・日曜・祝日の監理業務が発生する場合がある。この場合、委託料は契約金額の範囲とする。
- (5) 工事進捗により契約期間を変更する場合がある。
- (6) 工事に係る設計図書を十分理解したうえで工事監理業務にあたること。

## 10. 特記事項

- (1) 監理対象工事は、契約完了していないため、本契約締結に至らなかった場合は中止されることがある。
- (2) 「監理対象工事の請負代金額の変更について」  
市監督員の指示により監理対象工事受注者から請負代金額の変更請求（工事請負契約書第 26 条の規定によるものを含む）があった際、変更額の算定等について、関係資料の作成、確認、照合、審査等を行うこと。